

第 1 5 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 4 回 専 門 部 会

令和 8 年 4 月 2 3 日

(午後 1 時 3 1 分 開会)

○篠福祉のまちづくり担当課長 それでは定刻となりましたので、第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会第 4 回専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は本日事務局を務めます、東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、注意事項を申し上げます。

当会議は公開となっております。あわせて、会議の議事録は、東京都ホームページで公開をいたします。

また、本日の会議は、会議室参加とオンライン参加の併用方式で開催をしております。

委員の皆様の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいますので、ご発言の際は、冒頭にお名前をおっしゃっていただけますようお願いいたします。会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際は、職員がマイクをお持ちいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いです。

会議中、顔が見えますようにビデオはオンの状態にさせていただきますようお願いいたします。また、ご自身が発言される時以外は、マイクは常にオフの状態としてください。ご発言の際は、Teams アプリの挙手機能をご利用ください。

音声が届かないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択し、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合は、事務局のメールアドレス宛にメールをお送りくださいますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第です。

続きまして、配付資料です。

資料 1、今後のスケジュール、資料 2、第 2 回及び第 3 回専門部会での主な意見、資料 3、第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申骨子案に関する検討資料、資料 4、東京都障害者情報コミュニケーション条例デジタルブック、たくさんのことでつながるために。

続きまして、参考資料は次第に記載のとおり 1 から 3 までございます。

また、会議室でご出席の方には資料以外に冊子を 3 点お配りしています。

東京都福祉のまちづくり推進計画、区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック。

この 3 点の冊子は、会議終了後に回収いたしますので、お帰りの際にはそのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上、不足がございましたら、事務局にお知らせください。

○越智委員 すみません、資料の 2 がないのですけれども。

○事務局 お持ちします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 よろしいでしょうか。

では次に、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。

本日は、オンラインでご参加の方を含め、18名の委員の方にご出席いただいております。

小山委員、佐藤委員、宮脇委員、大久村委員、栗原委員、市橋委員、金子委員はご都合により欠席されております。なお、藤井委員におかれましては、ご都合により途中退席されると伺っております。

また、今回より新しく就任いただきました委員をご紹介します。

東京都精神保健福祉民間団体協議会の本田委員でございます。

本田委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

○本田委員

東京つくし会と言いまして、精神障害者の家族会の連合会をやっております。そこで副会長をしております本田と申します。

まちづくりは、渋谷区のほうでは関わらせていただいております。精神障害という立場から求められていると思いますので、その立場での発言をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

矢島事業調整担当部長でございます。

○矢島事業調整担当部長 矢島でございます。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉のまちづくり担当課長を兼務しておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、高柳技術管理課長でございます。

○高柳技術管理課長 高柳です。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、大塚建築企画課長でございます。

○大塚建築企画課長 大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、宮岡安全施設課長でございます。

○宮岡安全施設課長 安全施設課長の宮岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、橋本公園建設課長でございます。

○橋本公園建設課長 橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、村岡建築課長でございます。

○村岡建築課長 村岡でございます。昨年度に引き続きになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局職員の紹介は以上でございます。

次に、庁内関係課長をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、荒井交通企画課長でございますが、業務都合により代理で長門課長代理が出席しております。

○長門課長代理 本日は荒井が出席できず恐縮でございます。長門と申します。

○篠福祉のまちづくり担当課長 福祉局障害者施策推進部、小泉共生社会推進担当課長でございます。

○小泉共生社会推進担当課長 小泉でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 では議事に先立ちまして、事業調整担当部長の矢島よりご挨拶を申し上げます。

○事業調整担当部長 改めまして、ご挨拶申し上げます。

本年４月に着任いたしました東京都福祉局事業調整担当部長の矢島でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、第１５期福祉のまちづくり推進協議会第４回専門部会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年１０月の第２回専門部会では、心のバリアフリーについて、本年２月の第３回専門部会では、情報バリアフリーについて、それぞれ論点整理を中心にご議論いただいたところでございます。

本日は、これまでに委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、意見具申に向けた骨子案をお示しさせていただく予定としております。委員の皆様の豊富なご経験や知見を基に、様々な観点からご意見を賜り、次回以降の意見具申案のご議論につなげていきたいと考えております。

ユニバーサルデザインの浸透した都市東京を目指した心のバリアフリー及び情報バリアフリーのさらなる推進に向けまして、引き続き、委員の皆様にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。

高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆さん、こんにちは。

年度初めということで、お忙しい方がたくさんいらっしゃるのではないかと思いますけども、一つよろしくお願いいたしますと思います。

本田委員におかれましては途中からですので、少しやりにくいかもしれませんが、もし不明な点がありましたら遠慮なく聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の運営をこれから進めてまいりたいと思いますけれども、最初に、資

料1の今後のスケジュールについてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

資料1、今後のスケジュールをご覧ください。

第15期の意見具申に向け、第2回専門部会で心のバリアフリーの、そして第3回専門部会で情報バリアフリーの論点整理についてご議論をいただきました。

本日、第4回専門部会では、これまでのご議論を踏まえた意見具申の骨子案をお示しし、ご議論をいただく予定でございます。

そして、次回の第5回専門部会では、骨子案をベースに、本日のご議論を踏まえた意見具申案をご用意し、ご検討いただきまして、取りまとめる予定としております。

スケジュールの説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

昨年度も2回、3回にも、このスケジュールについて示しているところかと思いますが、こちらのほうはよろしいですね。万が一ずれるときもあるかもしれませんが、そのときにまた皆様方にご連絡をしたいと思います。

それでは、早速本題ですが、第15期の東京都福祉のまちづくり推進協議会の意見具申について、委員の検討過程も含めまして、資料2と資料3で、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

それでは資料2をご覧ください。

第2回及び第3回専門部会でいただいたご意見をまとめております。このうち幾つかを抜粋してご紹介させていただきます。

2ページをご覧ください。

心のバリアフリーの論点整理につきましては、①理解と協力を促す普及啓発、②バリアフリー設備の適正利用の推進、③事業者等によるソフト対応の取組促進の三つのテーマに分類しまして、ご議論をいただきました。

まず全体に関わるご意見として、心のバリアフリーでは、社会状況をどうつくっていくかということが大事とのご意見がございました。①の理解と協力を促す普及啓発では、次世代を担う子供へのアプローチは重要、アプリやメールなどのコミュニケーションツールを使った普及啓発がよい。

また、バリアフリーは全ての人が平等に社会参加できる権利であるということを示すべき、心のバリアフリーの用語の認知度ではなく、心のバリアフリーが目指そうとしている内容の認知度が重要などのご意見がございました。

次のページに続きます。

バリアフリーやユニバーサルデザインは、違うやり方の人たちもほかの人と同じように使えるようにするための工夫という視点を持つことが重要。

また、認知度を高めていくために、例えば二次元コードでアクセスできるなど、いろいろな方法を探っていくことが必要。目に見えない障害の理解と啓発や、世代間の連携による学ぶ機会を広げたい。疑似体験は年齢などに合わせて内容を変えていくことで、意味があるなどのご意見もございました。

次のページに続きます。

知的障害、発達障害については、保護者が疑似体験を通して、障害のある人は苦手な部分があることを理解してもらう活動をしているという意見もございました。

②のバリアフリー設備の適正利用の推進では、オストメイトなど外見から分からない障害者は、バリアフリースイレを使用するときに冷たい目で見られることがある。何が適正なのか伝えないと、適正利用という言葉が独り歩きし、困ってしまう人を生むことがあるなどのご意見がございました。

③の事業者等によるソフト対応の取組促進では、事業者が実施するサービスの普及、支援を進めたい。多様な当事者参加場面を増やしたいなどのご意見がございました。

次のページに続きます。

情報バリアフリーの論点整理につきましては、①都民・事業者等への情報発信の強化、②事業者による情報提供の促進、③区市町村における取組の充実の三つのテーマに分類してご議論をいただきました。

まず全体に係るご意見として、バリアフリー情報が整うことで、誰もがいろんなところに行けるということを事業者、都民に理解していただく働きかけや、受け手側をもっと考えていくこと、そして利用者のニーズに配慮した情報提供等の取組が必要などのご意見がございました。

また、東京都としてどのような姿を目指しているのか、全体像を示した上での課題の位置づけがあると、議論が進むのではないかという意見もございました。

次のページに続きます。

①の都民・事業者等への情報発信の強化では、デフリンピックでは視覚的な情報保障があったが、最新技術を用いても、本人の状況により使用できない場合、どうサポートするかが課題。

また、オープンデータでは、一見して状況が分かる写真の情報はテキスト情報以上に重要。知的障害など障害種別によっては、情報を受け取るのが難しい方たちもいるなどのご意見がございました。

次のページに続きます。

ロコミは有力で、草の根によく浸透するやり方なので、当事者のインフルエンサーに都の取組を知ってもらい、そこから草の根に広めていくやり方が考えられるなどのご意見もございました。

②の事業者による情報提供の促進では、逐一コミュニケーションを取らなくてもスムーズに移動できるよう、適切な情報の掲示やアナウンスが欲しい。

また、バス車内の翻訳ツールには、運転者の負担の軽減という側面で導入しているところもある。ホテルのサイネージ、ピクトグラム等はオリンピック、デフリンピックを契機にある程度進んだが、一層の対応を促したいなどのご意見がございました。

③の区市町村における取組の充実に関するご意見はございませんでした。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、意見具申骨子案に関する検討について、資料3を用いて説明いたします。

2ページをご覧ください。

意見具申の構成案をお示ししております。

まず全体についてですが、3章立ての構成としております。

第1章では、過去の意見具申にもございましたように、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展と題しまして、これまでの歩みや実績などを記載いたします。

具体的な項目は、(1) 都における福祉のまちづくりの経緯、(2) 国等の動向、(3) 都におけるバリアフリー化の進捗状況について記載予定でございます。

第2章の心のバリアフリーと、第3章の情報バリアフリーの項目は、前回までの委員の皆様のご意見を踏まえ、項目を整理いたしました。

それぞれ資料にありますとおり、心のバリアフリーは(1) 理解と行動の促進、(2) バリアフリー設備の適正利用の推進、(3) 事業者等の取組促進の三つに整理いたしました。

また、情報バリアフリーは、(1) バリアフリー情報の収集、(2) バリアフリー情報の発信、(3) 情報コミュニケーションにおける支援の三つに整理いたしました。

次の3ページをご覧ください。

前回の委員からのご意見を踏まえ、都が目指す将来像として、心のバリアフリーや情報バリアフリーが実現した社会の姿をお示ししております。

福祉のまちづくり推進計画の目標を基礎といたしまして、左にある心のバリアフリーでは、ハード面のバリアフリー化に加えて、ソフト面の対応で円滑な移動や活動ができるよう、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けることが当たり前の社会が実現している。

そして右の情報バリアフリーでは、全ての人が必要な情報を適切な時期に、多様な情報伝達手段により、容易に入手及び発信し、相互に円滑なコミュニケーションを図ることができる情報バリアフリー環境が整備されていることを、都が目指す将来像としております。

次に4ページをご覧ください。

こちらは総論として、目指す将来像と項目に沿って、心と情報のバリアフリーそれぞれにおいて、都が取り組むべき今後の方向性を簡潔にまとめております。

詳細は次のページから、項目ごとにご説明をさせていただきます。

では、5ページをご覧ください。

心のバリアフリーの最初の項目（１）理解と行動の促進についてご説明いたします。

現状として、都は、都民の心のバリアフリーの認知度を令和１２年度までに７５％とすることを目標としております。心のバリアフリーに関する事業として、全世代を対象とした集中的広報事業、小中学生向けの普及啓発ポスターコンクール、事業者を対象としたサポート企業連携事業などに取り組んでおります。

また、国は第４次バリアフリー整備目標について、「心のバリアフリー」の用語の認知度を具体的に行動できているかを評価するほうが重要であることから、「社会モデル」の理解と行動に指標を置き替えることとしています。

この現状に対する課題として、用語としての認知度より、いかに行動変容につなげるのかが重要であることや、次世代を担う子供への様々なアプローチ方法を探ることが必要であることを踏まえ、今後の方向性ですが、用語としての認知度に加え、心のバリアフリーが目指す内容の認知度をはかるための新たな評価指標の検討や、多くの人の行動変容につなげるための広報活動の強化。多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合うことができるよう、学校現場や様々な主体と連携し、心のバリアフリーを学ぶ機会を創出していく方向性としております。

次に６ページをご覧ください。

（２）バリアフリー設備の適正利用の推進の項目です。

現状として都は、バリアフリー設備を真に必要としている人が利用できるよう、事業者や都民を対象に普及啓発を実施してまいりました。

現状に対する課題としまして、内部障害者や知的障害者、精神障害者など外見から分からない障害者等は、バリアフリースイレを使用しづらく、一層の理解促進が必要であるということを踏まえまして、今後の方向性ですが、外見から分かりづらい人を含め、バリアフリー設備を真に必要とする人が、必要なときに使えるようにするために、都民の理解と協力をさらに促進する効果的な普及啓発を実施していく方向性としております。

次に７ページをご覧ください。

（３）事業者等の取組促進の項目です。

現状として、都は、事業者の取組を促進するため、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として公表し、社会的機運の醸成を図ってまいりました。

また、区市町村職員等を対象に、ハンドブック、リーフレットを作成するほか、心のバリアフリーの取組を行う区市町村を包括補助で支援をしております。

こうした現状に対する課題として、サポート企業数の伸び悩みがあり、また、利用者ニーズの理解促進のために、当事者の視点での取組が必要であることを踏まえ、今後の方向性でございますが、複数の事業者の連携協働による取組や従業員への普及啓発も含め、心のバリアフリーに主体的に取り組む、都の取組にも協力する企業等が増えるよう、多様な手法で働きかけ、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成をさらに図ること

に加え、当事者の講師による実践的なセミナーやワークショップなどの普及啓発イベントを開催することで、地域住民向けの学習機会を提供できるよう、区市町村の取組の支援を強化していく方向性としております。

次に 8 ページをご覧ください。

続きまして、情報バリアフリーに移りまして、（１）バリアフリー情報の収集の項目です。

現状として、都は「とうきょうユニバーサルデザインナビ」において、施設管理者が自社サイト等で発信しているバリアフリー情報の集約をするほか、「車椅子利用者対応トイレ」のバリアフリー情報を収集し、オープンデータとして公開をしております。

この現状に対する課題としまして、周囲の支援がなくてもスムーズな移動ができるよう、十分なバリアフリー情報を発信するため、基になるデータの充実が必要であることを踏まえ、今後の方向性でございますが、都民が外出の際に必要なバリアフリー情報を容易に入手できるよう、都のポータルサイト等でのデータ収集の充実に加え、個人情報の取扱い等に十分に配慮した上で、利活用が促進されるよう、事業者等への正確なデータ収集の必要性の理解と協力を促す方向性としております。

次に 9 ページをご覧ください。

（２）バリアフリー情報の発信の項目です。

現状としては、都は視覚情報に関するユニバーサルデザインガイドラインを策定し、庁内をはじめ、区市町村職員を対象とした説明会を実施したほか、解説動画を都ホームページに掲載し、周知を図ってまいりました。

また、視覚障害者や聴覚障害者向けに、都の広報物における点字・音声・字幕・多言語等による情報保障等を実施しております。

この現状に対する課題としまして、都、区市町村、事業者からのバリアフリー情報の発信のさらなる強化が必要であることを踏まえ、今後の方向性につきましては、多くの人が訪れる施設のバリアフリー情報について、施設管理者等によるホームページ等での自主的な情報発信の取組の促進。そして多様な主体がユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報発信の取組を行えるよう、具体的な実践事例や好事例を周知し、支援を行う方向性としております。

次に 10 ページをご覧ください。

（３）情報コミュニケーションにおける支援の項目です。

現状として、障害者施策推進部においては、障害者 ICT 総合支援センターにおけるデジタル技術の利用相談・体験実習・情報提供や区市町村職員等向けの講習を実施しており、また、障害者の意思疎通に資する情報保障機器の開発・普及促進を支援しております。さらに、ポスターやリーフレット、デジタルブックの作成などにより、障害者の情報コミュニケーションの普及啓発を実施しております。

この現状に対する課題としまして、イベントや説明会等を含め、社会のあらゆる場面

での情報保障の促進が必要であることを踏まえ、今後の方向性につきましては、情報を得ることが困難な人が必要な情報を受け取りやすくするため、デジタル情報等を利活用できるように支援をさらに充実させていくことや、社会のあらゆる場面でコミュニケーションが円滑に図れるよう、意思疎通支援者の人材育成や確保のための取組を充実させていくこと。そしてポスターやリーフレットに加え、ホームページやSNS等を活用し、障害者理解を進める情報コミュニケーションのさらなる普及啓発を行う方向性としております。

資料3の説明は以上でございます。

委員の皆様には、この骨子案を基にご議論いただきまして、今後、意見具申案としてさらに肉づけをしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ご説明ありがとうございました。高橋です。

資料2と資料3のご説明をいただきました。

資料2では、第2回及び第3回の専門部会の主な意見ということですが、こちらは、事務局としての都のまとめ方ですので、皆様方のご発言でこういうものを落としているのではないかなというようなことがありましたら、遠慮なくご意見をいただければと思います。

そして、資料3につきましては、骨子（案）ということです。検討資料でございます。こちらはいろいろご意見をこれからいただきたいと思います。ボリュームがありますので、まず資料2については追加意見等ありましたら、ご意見をいただければよろしいかと思います。

それでは、資料3のほうを中心に、皆様方のご意見をいただきたいと思います。Web参加の方も遠慮なくいただきたいと思います。

それでは最初に、資料3の全体の構成案は、全体の議論で譲るということにしまして、まず3ページのところで、皆様方のご意見はありますでしょうか。もちろん後から追加でということもありますので、いろいろ行ったり来たりしながらということになるかと思えます。

これは全体の将来像ということです。心のバリアフリー、情報バリアフリーが実現した社会ということですので、いつになるか、なかなか私もつかめないですが、これを目指してですね、どうするかという、そういう形がこれでよろしいのかどうか、こういうテキストでよろしいのかどうかということについても、率直なご意見をいただきたいと思えます。

どなたからでも結構です。オンラインの方もどうぞ自由にご発言いただければと思いますので、挙手機能を使っていただければと思います。

宮川委員でしょうか。先にでは、宮川委員。

○宮川委員 東京都盲人福祉協会の宮川です。

3 ページ目の今後の展望ですかね。目指す将来像というところの中に「多様な人との違いを認め合い」という部分があると思うんですけども、前から私はすごい気になっていて、障害者同士の共生社会、障害者同士の横のつながりというのが希薄なんだろうなと思うんですね。ここが改善されていかないと、様々なハード部分のものを考えるときに、意見ってまとまっていかないんだろうなというのは感じます。

なので、やはりこの将来像を見たときに、多様な人と認め合うという文言を書いている以上、その障害種別でもうちょっと、意見交換の場だったりとか、共に何か話し合う場だったりとかというのがなければ、改善されていかないんだろうなというのは気になります。それを東京都として、我々のような地域資源の組織団体に委ねるのか。東京都として何か設定した上で、当事者や地域資源に参加してもらうのか、そういったところが何か見えてこないなという気がしています。なので、将来像として障害者同士の共生社会というところをもう少し考えていかないと、様々なハード面とかで意見がまとまらないような気がするので、何かそこを検討していただければと思います。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。後でまた事務局のご意見をいただきたいと思いますが、皆さん方のご意見もいただきたいと思いますが、越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

資料3の中の説明にあったんですけども、見た目では分からない障害者に対する理解という説明がありましたけれども、最近改めて感じました。

この1か月以内に3回ほど嫌な思いをいたしました。例えば、駅に行って、定期が反応しない。S u i c a が反応しないことがあって、多分どこかで押し方を間違ったのかなと思うんですけども、受付の駅員さんが話しかけてくる、それが嫌な顔をしている様子があるんです。面倒くさいという顔をしている。私は非常に嫌な思いをしました。一生懸命、とにかく筆談で対応していただきましたけれども、非常に嫌な思いをしました。説明して何とか対応していただきましたが、ずっと面倒くさそうな顔をしておりまして、やはり車椅子や視覚障害者であれば、そんなにあからさまに嫌な顔はしないと思うんですね。でも、毎回、聞こえないというのは目に見えない障害であって、どうしたらいいか分からない、困ったという顔をされるんです。そういうことがありました。

次も同じです。J R の渋谷駅で、みどりの窓口で切符を買おうとしたんです。で、非常に並んでいました。書く用紙を持って順番に係の方が聞いて回っていました。私の番になって、私は聞こえません。自分で書きますというふうに身ぶりで表しましたら、嫌な顔をしてあっちというふうに言われるんです。でも、あっちと言われてもどこか分からないんです。私は聞こえません。繰り返し伝えても全然変わらないんです。もう頭にきまして、もういいですと言いました。そのまま私は並び続けました。

その次は銀行に行ったときです。

用があって、お金を入金する必要があって銀行に相談しました。窓口に行って、聞こえません、筆談をしてくださいと言っても、分からないという顔をして書いてもくれな

い。こちらが書いて状況を説明したら、外国に送金するための説明書を持ってきて説明を受けました。私は読んで分かりますけれども、もし読んで分からない聞こえない人だったらどうするのか。その書類に、あらかじめインターネットで申し込んでから来る必要があると書いてあったんです。ですからもう仕方がないと思って、インターネットで申し込んで改めて行きました。そういうことがありました。

共通しているのが、皆さん若い方なんです。ほとんどが新卒、新規採用に近い方たち、恐らく経験もない、知識もないという状況だったと思います。

デフリンピックを開催して、認知度が70%以上になりました。でもまだまだそんな状況があります。見た目で分からない障害というのは非常に大きい問題だと感じました。

しかし、気持ちがないわけではないと思うんです。実は銀行の若い担当者はインターネットで申し込んで、改めて銀行に行ってくださいと言われて、書類を持っていきました。そうすると、また同じ方が担当だったんです。そうしたら、一生懸命筆談をしてくれました。あっ、全然態度が前回と違うではないかと驚きました。最初に会ったときにはどうしたらいいか分からなかったと思うんです。でも、その後勉強してくれたのか、次は丁寧に筆談をして、細かく書いてくれました。私はびっくりしました。時間がかかるときにわざわざ時間がかかります。お待ちくださいと書いてくれました。全く態度が違ったんです。そういう気持ちはあるんです。気持ちはあるんですけれども、どうしたらいいか分からない。そういう方が増えているんじゃないかと思うんです。

やはり見た目では分からない、状態が分からない、気持ちがあっても対応できない。そういう状況で、見た目では分からないことが大変なんだと思います。聞こえない人だけではなく、精神障害者等も同じだと思います。もっともっと啓発が必要ではないかと思います。デフリンピックは知っていても、聞こえない人のオリンピックであるという程度の知識であることは変わらないわけです。筆談が必要であるとか、そういった啓発が必要ではないかと思いました。見た目で分からない障害者に対してどうするのかを盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見のページ範囲が少し拡大しています。今のお話にもつながっていますが、心のバリアフリーのページ数でいうと7ページでしょうかね、その辺りまで皆様方からご意見をいただきたいと思います。

最初に宮川委員のほうからご発言ありましたけれども、前回3回目でもご発言いただいたような記憶があるんですが、2回目だったでしょうかね。同じようなご意見をいただいたことかと思います。当事者同士のつなげ方って言いますが、そのコミュニケーションの垣根といいますか、そういうものが全体のバリアになっている面もあるのではないかという、そういうご発言をいただきました。

事務局のほうで何かございますか。ご意見ありますか。

○篠福祉のまちづくり担当課長　事務局の篠でございます。ご意見ありがとうございます。

障害者同士の共生社会というようなことをお話いただいたところでございます。私どもで言えば、例えば、まさにこの専門部会の場合、様々な障害のある立場の方々からそれぞれの立場でご発言いただくことで、それを共有しながら、お互いに理解し合う場にもなっているかと思えますし、障害者施策推進部におきましても、障害者団体が集まる連絡会議等があると伺っております。そういった会議の場の中で、そういった交流の機会はあるかとは思いますが、それ以上ということになると、今の段階ではお答えが難しいところかとは思いますが、非常に貴重なご意見をいただきましたので、庁内に伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○高橋部会長　ありがとうございます。

それぞれの会議の中で代表として出ている方々は、十分様々な意味でご理解をいただいているかと思いますが、その構成員の方々までうまく浸透していった、そこでスムーズにつながっていくかどうかというところが非常に大事なポイントになっているのかなという感じがいたします。そういう点では、委員の皆様のご助力をさらにいただかなければいけないという感じがいたします。

ほかいかがでしょうか。川内委員、お願いします。

オンラインの方々もどうぞご準備していただければと思います。

○川内委員　東洋大学の川内です。

6 ページの現状のところで、トイレと点字ブロックと障害者用駐車区画に「真に必要としている人が利用できるように」と書いてあるんですけども、これ前にも発言しましたがけれども、これが不適正利用の定義みたいなものになると思うんですけども、真に必要としているって尺度は何ですか。真に必要としている人って、その場所を使っている人は、そこを利用する必要があるから使っているわけですね。もちろん例えば駐車区画で、非常に足腰のしっかりした人が、高齢ではあるけど足腰のしっかりした人があの広い駐車区画を使っていたりすると、私もあんまりいい感情はしません。けども、その人にとっては、ここは例えば65歳以上は使ってもいい区画だとか、車椅子マークのステッカー貼っていれば使ってもいい区画だというふうに信じ込んでいたら、その人にとってはこれ堂々と胸張って使える施設ですね。例えばトイレなら、トイレの外で待っている人が、出てきた人に対して、この人は真に必要としている人かという視点と、そこを実際に使った人が自分はここを真に必要としているんだと考える視点というのは全く異なることで、お互いにすごい主観的に思っているわけです。それに対して、真に必要としているという非常に漠然とした言葉で書くことが、どういう意味を持つのか、あるいはどういうふうに有効なのかというのはちょっと議論しないと、というかよく考えないと、不適正利用というのをよく言われていますけれども、何が不適正なのかということは、実はいろいろ考えてみると誰にも定義できないと私は思っているんですね。

だから、これは概念的には分かりますよ。明らかに設備が目的としている人とは違う人が使っていたりしたら不適正だと言えるかもしれませんが、実はその設備とい

うのは、例えばオストメイトの人にはオストメイト用設備というものがつくられてはいますけれども、それだけではないニーズの人がオストメイトではないけれどそれを必要とする人がいるんですね。というか私たちがまだ知らないニーズを持ってる人がいっぱいいて、その人たちにとってはこれがあるんです。けれども、ここオストメイト用ですと言われると、その人使えなくなるわけです。

そういう問題がいろいろあるので、ここはよく考えないといけないと思っています。簡単に使ってはいけない言葉だろうと思います。

次に7ページ、今後の方向性のところで複数の事業者の連携・協働による取組、それから、多様な手法で働きかけとありますが、これはこれからの議論の中で、例えば複数の事業者の連携・協働による取組って具体的にどういうものなのかとか、あるいは多様な手法ってどういうことなのかというのは、これからのここの議論で練り上げていくという理解でよろしいでしょうかというのが2点目。

それから3点目は越智さんに質問ですが、最近、改札窓口で駅員のいない駅が非常に増えていて、御用の方はインターホンでお呼びくださいとなっておりますよね。あれどうやって使ってらっしゃるんですか、越智さんの場合。その3点です。

○高橋部会長　ありがとうございます。

それでは、まず越智委員の利用状況について、利用しているのかしていないかも含めてお願いいたします。

○越智委員　はい。越智です。

おっしゃるとおり本当に困ってるんですよね。また、無人だけの問題ではなくて、切符の販売機ありますよね。そこにインターホンがあるんですけど、それも困ってるんですね。私の場合には必要なときはもう押し続けます、ひたすら押し続けます。例えば、その駅で人がいる場合には押し続けます。そうすると必ず人が来るので待つという方法を取っております。

でも本当の無人駅、誰もいない場合にはもう方法がないんですよね、諦めるしかないですね。あと例えば、駅で乗って、その後に降りる駅で事情説明をして対応していただく、そういう方法を取っておりますね。

○川内委員　川内です。

情報提供ですけれども、私の知ってるところでは、例えば東武とか、それから小田急はですね、カメラ付きの連絡装置というのを最近つけ始めてるんですね。だからそれは一つ役に立つかなとは思っているんですが、メトロなど多くのところは全然やっていませんので、当面すごく困ってらっしゃると思うので、例えばこれを作るときにですね、好事例としてそのようなものを例示するとかもあるかもしれないと思います。以上です。

○高橋部会長　ありがとうございます。

どうぞ、越智委員。

○越智委員　越智です。

今の話は以前にお話をしたことがあると思うんですけども、ゆりかもめですね。前々からそのようなカメラつきになってますね。それは良い例としてご紹介をしたときがあると思います。カメラつきの窓口があるというところも、一つの情報として発信をしていくのもよろしいのかなと思っております。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。宮川委員、どうぞご発言ください。

○宮川委員 東京都盲人福祉協会の宮川です。

今、川内先生からあったA Iカメラの件で、私どうしても納得できないことがあります。私地元が八王子市なんです、京王線の八王子の駅5駅がこの1月から無人化になりました。ただ、事務所内には人がいるんです。有人改札がクローズされてるんですよ。もうカーテンも閉まっています。

そのような中、我々当事者団体としては、やはり困るよということを、京王にかなり強く言いました。ところが京王からは、いや、逆に利便性が上がるんですって言われたんですね。どういうことですかって聞いたら、A Iカメラがついてると、そのA Iカメラが不審者と困っている人をキャッチしたら、そのカメラが判断して、中に音がピピピと鳴って、中にいる職員に伝えるらしいんです。白杖を持っている人が行ったり来たりしてると、この人困っている人だなとカメラが判断するらしいんですけども、不審者としても捉えられるらしいんですね。不審者と困っている人って、その表現どうなんですかって言ったら、A Iカメラは現状そういうことらしいですよ。京王は逆にそれで判断をしているので、皆さんが困っている素ぶりをしてくれさえすれば、そのカメラがキャッチをするというんですね。いやいやいやと、ちょっと待ってよ、それって、かなり言ったんですけども、もう実際1月からそういうものがスタートしてしまってるんですね。

我々としては現状の社会のことを考えると、人手不足とかで致し方ないのかなと思ったんです。だったらもっと早くにその情報を我々に提供して、ともにそういった情報提供とか周知とか、体験会をやるとかしてほしいって強く言ったんですけども、利便性上がるんだからいいじゃないですかというふうに押し切られてしまったんですね。もう一つ私が言ったのは、全ての駅が建売みたいな同じ形をしているのであれば、同じ場所にそのカメラがあつたり、同じ場所にインターホンがあればいいんですけども、全ての駅が、構造が違うわけですよ。そうすると、全ての駅においてカメラの位置も違ければ、インターホンの位置も違うわけですよ。我々視覚障害者はそれを覚えるのが大変なんです。なので、早めの情報提供をしてほしいということも言ったんですけども、A Iカメラが優れてるんでしょうね、京王さんの。多分困っていればキャッチして、そのときに困っている人と判断されるか、不審者と判断されるか分かりませんが、必ず職員が駆けつけますと言われたことに、私は非常に納得ができなかったです。以上です。

○高橋部会長 少し体験してみないと何とも言えないんですけど。困ったふりをするかどうか、しているようなふりをしながらということになるかもしれませんけれども、皆さ

ん、ぜひ経験や体験談をお寄せいただければと思います。

○川内委員 ごめんなさい、会長の司会進行を邪魔していますが、もう一つ言うと、無人駅というか、改札無人のインターホンつけたとしても、それは音なので、視覚障害のある方は使えるんですけれども、そもそもそのインターホンがどこにあるかが分からない。後から付けているので、ブロックで誘導もしてないということで、実はあのインターホンのやり方って、見えない人、聞こえない人にはほぼ役に立たないということを皆さんご理解いただきたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

少し話を、川内委員のご意見に戻させていただきたいと思いますが、6ページですね、バリアフリー設備を真に必要とする人、この真に必要とする人というのはどういう人のことを言っているのか、その必要とする人は、真という言葉を使うか使わないかとしてですね、緊急事態も含めていろいろというのではないかということです。これに対する解決策、どういうふうに文言も含めて変えていくかということになるかだと思いますけども、一つはトイレの整備全体に関わってくるということだと理解をしておりますけれども、そういう整備ができ、適正な利用ができるような整備というのが一つあるのかどうかということですね。それからトイレの問題ですので、どういう状況においても必要とするシーンが出てきてしまう、そういうことに対する誤解のないような記述ができるかどうかということになるかと思います。これはすぐに課長のほうから答えが出にくい部分があるかと思うので、また少しご検討いただければと思います。

あわせて、7ページですね、複数の事業者の連携・協働ということですが、こういうことがどこまで可能なかどうか、あるいはそれを実現しているサポート企業も含めてですね、実現している好事例をしっかりと掲載をしていく、あるいは紹介をしていくという方向を取っていただきたいということがあったかと思います。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ、慶野委員にお願いいたします。

○慶野委員 慶野です。

まず、ここまでまとめてくださってありがとうございます。大変だったと思います。

3ページの全体にも関わるんですけども、心と情報について、何かそれぞれの位置づけをもっと明確だと良いなと思いました。1文が長くて、結局心のバリアフリー、情報バリアフリーでそれぞれ何を指すのかというのが、ぱっと読んで分かりづらいなと思っています。心もいろいろ書いてありますが、当事者の方が社会参加できるのがゴールなのであれば、そこをもっと押し出したりしていただきたいですし、この意見具申がガイドラインなどに落とし込まれたときも、もっとそこを強調して心のバリアフリー、情報バリアフリーそれぞれについて、なぜ扱うのか、何を扱って何がゴールなのかというのを端的に伝えてほしいなと思いました。この緑のほうの心のバリアフリー及び情報バ

リアフリーガイドラインも前から気になっていたんですけど、心のバリアフリーと情報バリアフリーという2項目がいきなり始まって、何で取り組むのかとかそれぞれ何を指すのかというのが分からないなと思うんですね。福祉の文脈に慣れた方だったら、ハードが整ってるから今これとこれだよなって思うのかもしれないんですけど、読んだ担当者が福祉の業務の経験が少ない方でも直感的に分かるように、それぞれ何を指すのかというのを書いていただきたいなと思いました。以上です。

○高橋部会長　ありがとうございます。

3ページにつきましてのこの二つのキーワードですね。このつながり方、あるいはここに出てくる将来像の前段って一体何なのか、そのバックグラウンドも含めて、分かりやすく、都民の皆様に伝わりやすくということかと思います。ありがとうございました。

私のほうからも、例えば心のバリアフリーについても平等に社会参加できるということが書いてありますけれども、あるいは先ほどの様々な異なる多様な方々という人たちという話もありましたけれども、やはりその人たちの尊厳といいますか、人権といいますか、そういう言葉も含まれておいたほうが望ましいのではないかというふうに思います。

それから情報バリアフリーにつきましても、これも先ほどの川内委員と同じような趣旨なんですけども、必要な情報を適切な時期にというような表現もあります。一人一人必要な時期、タイミングが違うので、こういうような表現も少しさらに吟味をしていく必要があるという印象を持ちました。ありがとうございます。

これは駄目だというわけじゃないんですけども、さらによりよくするためにという、そういう意味でございます。

オンラインの方々とか。

失礼しました。内田委員ですね。

どうぞオンラインの方々も遠慮なく、事業者の方々を含めてご発言いただければと思います。

○内田委員　2ページに戻ります。最初のところですが、意見具申の二つ目の丸、文章の中の記述について気がつきましたので申し上げます。デフリンピックのレガシーについてですが、ここはレガシーとはせずに、デフリンピックの成果、と変えてはいかがでしょうか。レガシーは遺産と訳されて、古い技術やシステムを指し時代遅れという意味で使われることもあります。マイナスイメージを含んでおり、成果とする方がいいと思います。もしレガシーとするならば注釈をつけ、デフリンピックのレガシー（将来の世代へ引き継ぐ価値あるもの）、と括弧書きで内容をつけた方が分かりやすいのでは。表現の問題ですが、前回のブックレットを見たときに気になりましたので、今日申し上げます。よろしくお願いします。

○高橋部会長　ありがとうございます。検討させていただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。どうぞ、渡邊さん。

○渡邊委員　東京都育成会の渡邊です。

先ほどの越智委員の意見と全く同じことなんですが、見た目では分かりづらい知的障害、発達障害の方たちというのは、本当に障害自体ご理解いただくことが難しい障害でもあります。本当に越智委員と全く同じ意見なんですが、3ページに、心のバリアフリーのところで、そういった方たちについてもう少し強く押し出していただけるといいのかなと、今のところだと円滑な移動とか活動って、イラストも肢体不自由の方のイラストですので、そういったことを前面に出て、それだけの気になってしまって、もう少しここの打ち出し方を考えていただければと思いました。

それと全く同じ理由なんですが、7ページの今後の方向性の一番最後のところですが、「当事者講師による実践的なセミナー」という一文があるんですが、知的障害、発達障害の方たちが当事者講師になるのは非常に難しいことです。支援者、サポートをする方がいてもなかなか難しい状況だと思われれます。地元の自治体にも、こういった一文が入ってしまっていて、知的障害、発達障害の方たちは講師にはなれないという形だったんですね。ですので、「当事者等の講師による」と、ぜひ「等」というところを加えていただけると、当事者だけではなく、そこを支援する人をサポートする人も一緒に講師になれるということになりますので、ぜひその一文を加えていただければと思いました。以上です。

○高橋部会長 渡邊委員、ありがとうございます。

二つ重要な部分のご指摘がありました。3ページ目です。見た目で分かりにくい障害のある方に対する対応、表現ですね、それをどう踏まえるかということになるかと思います。できる限り端的に、キーワード的に紹介をする必要があるかと思いますので、事務局といいますか、これは皆さんで検討するという形になるかと思います。

それから当事者等による講師ということですね、そのとおりだと思います。修正お願いしたいと思います。

はい。川内委員。

○川内委員 東洋大学の川内です。

今の当事者等については、私はちょっと引っかかりがあります。当事者「等」と入れるということですね、等の講師になるということです。

ある一定の先入観というのがあるんだと思いますけれども、知的障害、発達障害のある人は講師になれないというか、講師は無理だというのは、これは先入観だと思います。実際に例えばピープルファーストなどの団体では、当事者をいろんな自治体の委員にしていこうというような活動をずっとやっていますよね。サポートを受けつつですね、そういう方々がまちづくりの委員になっているところもあります。

要するに、周りのサポートがどれだけあるか、この人を最初から無理だねと思っているか。この人に話を聞きたいということ、どうやってサポートしたら話が聞けるかということを考えていくかで全然違うと思うんですね。ここで安易に「等」を入れてしまうと、「等」に流れてしまう。だったらもう当事者ではないけれど当事者のことを知っ

ている人が話をする。だけどそれは当事者の意見とは違うわけですね。これはもう障害のある方々の、ずっと昔からの歴史的な当事者運動の中で言われたことです。知的、発達に限らず、昔からずっと当事者ではなくて、その周りのサポートをしている人が発言してもいいじゃないかということは、ずっと言われてきたけれど、だけど自分で発言する人たちに対しては、当事者の声を聞かないとということになってきた。今、知的、発達が声を聞きにくいということは確かに事実かもしれませんが、ここで安易に「等」を入れて、典型的な既成概念に乗ってしまうのは、私はいかななものかなと思います。以上です。

○高橋部会長　ありがとうございます。

多分、渡邊委員もその点についても、十分前提として理解をしながらご発言をいただいたのではないかと理解をしておりますけれども、この辺りの文言について、さらに整理をしておきたいと思います。

表現の仕方が非常に難しいですけれども、あるいは単純に例えば当事者によるという表現で幾つかの注釈を加えておくという、そういう方法もあるかと思います。今日の部分は骨子ですので、これだけで終わるということではありませんけれども、丁寧に理解が行き届くように、皆様方の行動が進めるようにということで、表現を今後の方向についても検討させていただければと思いますが、事務局よろしいでしょうか。

川内委員ありがとうございます。

それでは少し先に、すみません、8ページ以降の情報バリアフリーに関する課題整理と今後の取組の方向について、皆様方からのご意見をいただきたいと思います。8、9、10ページとありますので、それでは越智委員からよろしくお願いいたします。

○越智委員　越智です。

9ページのところの現状というところで、三つ目のところですね。都の広報について、点字、音声、字幕、多言語ということがありますがけれども、手話通訳というものがないんですけれども、これは載せないんでしょうか。実際、テレビについても手話通訳とか、動画の通訳や手話の説明があると思うんですけれども、きちんと皆さんの理解も必要なので手話という文言も入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋部会長　ありがとうございます。

同じような指摘が多分出てくるとは思いますけれども、10ページの下の今後の方向のところにも、意思疎通支援者の人材育成と、やや表現が幅広いんですけど、こういったようなところにも手話通訳者といったような具体的な名称が必要ではないかという感じもしますが、最初の都の広報物における点字・音声・字幕・多言語等による情報保障ということですけども、こちらのほうについてもご検討が必要かと思いますが、よろしく願いいたします。

今の時点で、事務局のほうでご発言ありましたらお願いしたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見含めて、意見具申案を次回お示しする際に、どのような表記ができるかということを検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

織田委員、ありがとうございます。ご発言よろしくお願いいたします。

○織田委員 ウィーログの織田です。ありがとうございます。

全般的に言えることだと思うんですが、8ページの話なんですけれども、オープンデータの記述とか、データフォーマットの話があると思うんですけれども、東京都さんのほうでオープンデータをつくっていただいて、発信してくださってると思うんですけれども、こちら2017年かな、前からずっと取り組んでくださっていることで、今この時期に国土交通省でも、データフォーマット策定のワーキンググループに私も入って発言させていただいているのですが、こちらがそろそろ出来上がってくるので、足並みそろえて一緒にやっていったほうがいいと思っています。というのは、東京都さんのオープンデータはすごくすばらしくて、全国で事例にさせていただいてると思うんですけれども、いま一度、国土交通省と東京都のずれというかそごがないかみたいなを一度チェックするタイミングに差しかかっているかなと思います。それが今年度でできるのか、来年度なのかというのはちょっと私も分かりかねるところではあるんですが、そのところを一旦頭においていただけたら、いいものができるんじゃないかなと思っております。

続きまして、あともう2点あるんですが、写真が非常に車椅子利用者、障害者にとって、バリアフリー情報をチェックしていくには有用なものであるということの定義づけをすごくしていただいているかと思ひまして、ありがとうございます。

こちらについて私からお願いしたいのは、コンビニエンスストアなどの全国展開しているようなところが主にそうなんですが、最近ですと、商品の写真を撮らないでという意味合いが含まれているのかなと思ひつつ、店頭には写真撮影禁止となっていたりとかして、バリアフリー情報の写真を撮影するのは、その企業の企業秘密ではないですけど、商品のすごくいいものみたいなのを拡散されるのは嫌だということとは、何のためにやってるかというのは変わってくると思うんですが、そのバリアフリー情報を収集するに当たっては写真が非常に有用である、その写真を撮影しないでくださいというのは、バリアフリー情報を撮らないでくださいねということではないということ、事業者側のほうに少し理解していただけるように働きかけていただけると非常にありがたいなと思ひておりまして、そちらのほうの検討をお願いしたいです。

最後になりましたが、好事例をいろいろ掲載という話がこちらに書かれているかと思ひます。好事例というと、どのように選定されていくのかなというのが少し気になった

ところで、というのも本当に東京都さんの中ではバリアフリーマップなど様々、市区町村ごとにやってくださってると思うんですけども、こちらなんか横並びの状況で公開されるのか、どうなのかというところが気になったところです。評価をどうするのかというのは、非常に東京都さんとしては難しいところかなと思うんですけども、私自身、いろんなところでバリアフリーマップを公開してくださっている中でも、その中でとてもすごく有用なものと、やってくださってるなという程度のものと、様々あると思っていて、できることならば、すばらしいものはすばらしいと讃えて、それぞれが競っていただけるような、そういう状況を創出していただければありがたいなと思っております。都として難しいところはあるのかなと思いつつも、やはり頑張ってるところはすばらしいと、都からも何か目指すようにというか、褒めていただけたらうれしいなと思っていました。以上です。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。3点いただきました。一つはオープンデータの活用の仕方、それからそれに関連しまして、国土交通省が進めているデータフォーマットのオープンデータの活用の部分と足並みをそろえてほしいということ。

それから二つ目がバリアフリー情報、これは前回のときもご発言いただいたかと思いますが、写真が重要であるということで、本日はフランチャイズチェーン協会の委員の方が欠席されていますので、事務局のほうから少し確認と要望のお願いをしたいと思います。

それから3点目に、事例の挙げ方ですね、評価をしているんだろうと思いますけども、その部分についての評価の仕方、統一とまではおっしゃっておりませんが、その辺りについての見解をお聞きしたいということです。

篠課長のほうで、今の織田委員のご質問、ご意見に対して、現時点でお答えできるところがありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。ご意見ありがとうございます。

今いただいた中では、先ほど部会長もおっしゃったようにオープンデータにつきましては、事務局で写真情報については確認させていただきたいと思います。

また、国の検討会につきましては、実は私もオブザーバーで入っておりまして、いろいろ情報収集しているところでございますので、都としてどのような形で今後考えてということも含めて、検討させていただきたいと思います。

最後の好事例というところにつきましては、まだまだこの意見具申の今後の方向性ということでお話いただいているところで、具体的にはまだ事務局としての検討はできていないところではございますが、織田委員がおっしゃいましたように、やはり当事者の方が使いやすい、いいものが広がっていくということは非常に大切なことだと思いますので、そういった観点から好事例の普及なども行っていければと考えているところでございます。ありがとうございます。

○高橋部会長 織田委員よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

私のほうの指名で申し訳ないんですが、オンラインでご参加をいただいています、須田委員、星委員、もしご意見がありましたらお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○須田委員 須田でございます。ご指名いただきましてありがとうございます。

今回の資料のまとめで、非常に私はありがたく思っているところが、先ほどの一番最初の資料3の絵を描いてある3ページですね。情報バリアフリーのところで、相互に円滑なコミュニケーションを図るというのを、以前、私が言わせていただいたことを取り入れていただいたことをありがたく思っています。情報は、受け入れる側と発信する側が重要になっていますので、そういう考え方で今後考えていただけたらありがたいと思います。

先ほどのインターホンのことについては、ユーザーが発信する手段を全然考えてないってことですよね。提供者側はいろんな情報を放送で流せばいいんですけども、使う人が情報を発信したいときに、その手段がない。つまり、電源ボタンが分からない。そういう意味での標準化というのは、どうしてもある程度必要だと思っています。そういう意味で、この考え方を入れていただいたことをありがたく思ってます。その上で、先ほどの織田さん等のご意見、非常にその写真の重要性というのは分かります。これは今現在、事業者が合理的配慮をすることを義務化されていますので、何かありましたらば、事業者側から提供させる、してもらおうというのが一番だと思っています。最近は、防犯カメラの使用などはやり方によってはプライバシー侵害に当たる可能性があります。ですから、勝手に写真を撮るということは、あまり推奨されません。ですから、承諾を得るなり、事業者から提供することを要望すればいいと思っていますので、そういうような手段を取っていただければありがたいと思っています。特に、現在、先ほど言いましたように、合理的配慮については、全事業者が義務化されていますので、いろいろな形で申し出ができると思っています。ですので、そこのところをお考えいただきたい。

また、個人情報保護法では、障害者等は1段セキュリティが高く設定されています。先ほどと逆に、いろんな人がいるということをご理解いただきたいなと思っています。本当に必要な人が写真を撮るならいいんですけども、障害者の方がそこで入ったり入らなかったりして、逆にいろんな住所とかそういうものを情報収集されるというのは、これは基本的にプライバシーの侵害になると思っていますので、そこのところだけは気をつけていただきたいなと思っています。

私からするとですね、今回まとめていただいたことがありがたく思っています。

バリアフリーの情報をもう少し整理、分類していただければ、バリアフリーコンフリクトとか、そういうところが見えてきますので、先ほどのいろいろな立場からの尊重する、そういうような検討などは、そういうところから出てくると思います。発信だけではなくて受け取る側、ホームページ等でも最近はメールでの問合せなんかも増えていま

す。ただ、リアルタイムでやるためには、チャットという方法もあるので、そういう技術的なことを、今の技術の中でご検討いただければありがたいと思っています。

最後に言葉の問題、非常に難しいですね。東京都さんで、意思疎通支援という言葉が使われているのは、これは厚生労働省の用語です。それをそのまま使われていらっしゃるの、こういう資料には私は問題ないと思っています。ただ、一般の都民の方々に言うときには、やはりやさしい日本語というものを常に考えていただいて、できるだけ専門用語、それから法律用語は分かりやすくお使いいただけるとありがたいと思っています。ちょっとそこが気になった点です。以上です。

- 高橋部会長 須田委員ありがとうございました。たくさんのご意見、コメントをいただきましてありがとうございます。情報は相互のコミュニケーションという定義の仕方、それから合理的配慮が義務化されていることによる承諾の確認もとても重要ではないか、そういうことも含めて円滑な写真の提供等についてお声がけをしていく必要があるのではないかということです。

それから情報の分類ですね、こちら本当に重要かというふうに思います。さらに事務局でもご検討いただければと思います。ありがとうございます。言葉の用語の使い方も含めてですね、少し分かりやすくしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

須田委員、ありがとうございました。

星委員、もしいらっしゃいましたら、前段の心のバリアフリー部分も含めて、ご意見、コメントいただけたら助かりますが、いかがでしょうか。

- 星委員 はい。ありがとうございます。

一つ一つについて、しっかりと読ませていただいて、おまとめいただいたことに感謝申し上げます。

2の心のバリアフリーに関する課題整理と今後の取組の方向性の理解と行動の促進のところなんですけども、東京都で、子供たちが理解しやすく、興味関心を持つような、ショートムービーを作っていただいて、私、それはすごくいいことなんですけど、それをいかに見ていただくかが大きな課題かなとは感じています。その辺りのことも書いていただいているのかなと思うんですけど、どうやったら、学校だけではなくて、いろんな関係機関の人たちがそこにアクセスしていただけるかなというところは、文言としては難しいにしても、考えていかなければいけないことかなと思っています。

それで、今後の方向性のところに、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め尊重し合うことができるよう、学校現場や様々な主体と連携してあるんですけど、この様々な主体と連携のところがちょっと分かりにくいかなという気がしています。多分学校現場だけではなくて、放課後支援だったりとか、いろんな関係する機関ということだと思うんですけども、この様々な主体というところ、もう少し具体的に書いたほうが分かりやすいのかなというような気がしました。

それから、私も情報のところについては様々な形で、点字だったり、音声とか字幕とかというところは随分広がってきているなと感じています。

それで、今、盲ろう者の方々ですとか、お子さん含めた盲ろう児のところの教育だとか支援に関わっているの、今回ではないにしてもどこかでやはり視覚と聴覚の両方に障害がある盲ろうの人たちのその情報障害というところを、どう点字だとか、字幕でもいいんですけども、やっぱり読み切れてない人たちもいるところで、どこかで言葉だけでも盲ろう者というところを入れていただいたことによって、そういうふうには視覚も聴覚も障害のある方がいるんだなということを理解していただくのにつながるかなという感じました。以上になります。

○高橋部会長 星委員、ありがとうございました。

最初の心のバリアフリーの部分については、特に5ページ目で具体的な表現の仕方、これはほかの記述でもそうですので、事務局としてもコンパクトにまとめていただいた結果だと思いますけれども、少し分かりやすく具体的な形で主体のありよう、あるいは学校だけではないといったようなところの地域の問題、あるいは放課後支援といったものも含めて、少し表現について豊かにしていただければと思います。

それから盲ろう児者の情報の問題が出てまいりました。こちらのほうも、これまでの議論で少し抜けていた部分だと改めて感じますので、その点も含めてですね、骨子案に追加できるような形で打合せをさせていただきたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

はい、ありがとうございました。ちょっと時間の配分で、その他の報告事項が残っておりまして、ここに移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。また今日の議論の中だけでもたくさんのご発言いただきましたので、再確認、あるいはさらに追加の意見があるということもあるかと思いますが、ひとまずその他の議事の説明を、よろしくお願いいたします。

○小泉共生社会推進担当課長 福祉局障害者施策推進部共生社会推進担当課長の小泉でございます。

私からは、東京都障害者情報コミュニケーション条例デジタルブックにつきまして、資料4に沿ってご報告をいたします。

委員の皆様には既にメール等でご案内しているところではございますが、今年3月に「東京都障害者情報コミュニケーション条例デジタルブックーたくさんのことばでつながるためにー」を作成し、公表いたしました。こちらのデジタルブックは条例の趣旨を踏まえまして、障害者情報コミュニケーションについて都民、事業者等の理解を一層深めることを目的に作成したものでございます。

デジタルブックの主な内容は、2に記載してございます。東京都障害者情報コミュニケーション条例の目的や背景、様々な障害の特性や具体的な配慮事例、様々なコミュニケーション手段やツールの紹介、意思疎通支援者の役割や活動内容の紹介など、このよ

うな内容をイラストや写真なども活用しながら、分かりやすくご紹介しております。

こちらはデジタルブック形式のほか、PDF、テキストファイルにて福祉局ホームページに掲載しております。

このデジタルブックについては、区市町村のほか、学校や業界団体等の関係機関に広く周知し、ご活用いただくことで、情報コミュニケーションへの理解促進を一層深めてまいりたいと思います。また、先ほど、宮川委員からご質問、ご意見がございました。障害者同士の理解促進など、障害種別を問わず相互に理解を深めて、支えていくという視点は非常に重要かと思っています。今回のデジタルブックについては、各障害の特性、あとは配慮のポイント、困りごと、そういったものをイラストを活用して、分かりやすく紹介してございます。

また、各コミュニケーションの手段も分かりやすく紹介してございますので、こうしたデジタルブックを読んでいただくことによって、障害を超えた理解促進につながるのではないかと考えております。説明は以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

時間がありませんので、ご質問については省略させていただきたいと思いますが、福祉局のホームページをご覧ください、もし何かありましたら障害者施策推進部の皆様にご意見を寄せていただければと思いますが、よろしいでしょうか。そのような方法を取らせていただきます。

それでは、議題としては以上になりますけれども、ほかに委員の皆様方から何かご発言等ございましたら、この機会ですのでお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

宮川委員どうぞ。

○宮川委員 東京都盲人福祉協会の宮川です。

すみません、お時間過ぎている中、ご協力いただける委員の皆様いらっしゃいましたら私の連絡先を記載しておりますので、ぜひそちらにご意見などいただけたらありがたいのですが、現在、一部の視覚障害当事者の方たちの中で、駅のホームの中央に点字ブロックを敷いてほしいという活動をされてる方たちがいます。署名運動もしております、国土交通省でも委員会が開かれたりしています。

理由としては、駅の点字ブロックというのは端にあるので、それが原因で落ちるんだという主張なんですね。なので、我々としてはホームドアの早期設置を呼びかけてはいるんですが、もう一つ私たち当事者団体として気になるのは、自分たちのことしか考えてないなというふうに感じていまして、駅のホームというのは車椅子の方も、ベビーカーの方も、旅行バッグを持った方も、いろいろな方が使われると思います。その中で駅ホーム中央に点字ブロックを敷くことで、そういった方たちの妨げにはなるんであろうということは容易に分かるんですけども、やはり視覚障害者をホームから落とさないという一つの点を取ると、ホーム中央にどうしても点字ブロックを引いてほしいというの

が彼らの主張です。

その中で、我々としても、その意見は分かるんだけど、いろんな方がいるのでそういった方との足並みも必要だよねということは言っているんですが、そこにあまり意識を持っていないというのがあるので、ぜひこれに対して何かご意見がある方、ぜひ私の連絡先にメールとかいただければ、資料とかもお送りすることはできますので、ぜひご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 宮川委員、ありがとうございました。

もしお手元の資料につきましてご意見がありましたら、宮川委員のメールアドレス、携帯番号も載っておりますので、宮川さんにお伝えしていただければと思います。宮川委員ありがとうございました。

以上、若干時間が過ぎていますがけれども、これで今日の議事は終了させていただきたいと思います。事務局からの連絡事項についてお願いします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

本日は大変活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

今回は第5回専門部会を、6月から7月頃にかけて開催を予定しております。開催が近づきましたら、事務局より、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、机上の資料のうち、3点の冊子は事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございました。今日も若干予定時間を過ぎてしまいまして、毎回申し訳ありません。

それではこれもちまして、福祉のまちづくり推進協議会の第4回専門部会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。オンラインの皆様、ありがとうございました。

(午後3時08分 閉会)